

(09-1) 緊急事態宣言等対応特例(共通)

設問番号	設問	回答
09-01	緊急事態宣言等対応特例の内容を教えてください	<p>○ 以下の①～③の事業主について、助成率を最大10/10(※)といたします。詳細については、以下の(09-2)緊急事態宣言等対応特例(地域)、(09-3)緊急事態宣言等対応特例(業況)をご覧ください。 (※)解雇等を行っていない場合の助成率です。解雇等を行っている場合は4/5になります。</p> <p>【地域特例】 ①緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて営業時間の変更等に協力する飲食店等の大企業事業主 ②まん延防止等重点措置対象区域のうち職業安定局長が定める区域が属する都道府県の知事の要請を受けて営業時間の変更等に協力する飲食店等の大企業事業主 【業況特例】 ③特に業況が厳しい大企業事業主</p> <p>○ また、中小企業事業主と上記の特例対象となる大企業事業主の雇用維持要件について、これらの特例の対象となる期間中に限り、 ・比較期間を「令和2年1月24日～判定基礎期間の末日」を「令和3年1月8日～判定基礎期間の末日」とします ・月末時点労働者数が4/5以上であることの要件を撤廃します</p>
09-02	業況と地域の両方の特例内容に該当するのですが、どちらを選べば良いでしょうか	○ 業況特例は全国で適用されますので、両方に該当する場合は業況特例をお選び下さい。
09-03	特例用の様式や添付書類について教えてください	<p>○ 令和3年2月22日にホームページに掲載いたしました。以下のリンク先をご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html</p> <p>○ まん延防止等重点措置に係る地域特例の申請様式については、今月中旬以降に上記リンクに掲載いたします。支給申請をお急ぎの大企業事業主の方は、まずは通常のコロナ特例の様式(※)を使って、管轄の労働局に支給申請を行って下さい。申請いただいた内容にて一度支給決定をさせていただきますので、その後で所定の様式を使ってまん延防止等重点措置に係る地域特例の再申請を行ってください。</p> <p>(※)通常のコロナ特例の様式では助成率は2/3(解雇等を行っていない場合は3/4)となります。</p>
09-04	既に特例用の様式を使わずに支給申請を行ってしまったのですが、どうしたら良いでしょうか	<p>○ まずは、管轄の労働局等にご連絡下さい。既に支給決定通知書をお受け取りになっている場合は追加支給申請を行っていただくことになりますので、以下のリンク先から、⑨に掲載されている様式をダウンロード下さい。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html</p>
09-05	昨年の6月に特例が公表された際には、追加支給申請の申し出を行わなくても追加支給をしてもらえました。何故今回は追加支給申請を行わなければならないのでしょうか。	<p>○ 昨年6月の特例では、9/10だった助成率を10/10にするなど、事業主に内容の確認をせず支給額の再計算を行うことができました。しかし、今回の改正に当たっては、令和3年1月8日以降に解雇等を行っていないかなど、事業主の方々へ再度ご申告いただかなければ助成率の変更を行うことができないため、追加支給申請をしていただくことしております。</p>
09-06	これまで二若しくは三の連続する判定基礎期間をまとめて支給申請をしてきましたが、本特例が実施された後も特例実施前と実施後の判定基礎期間をまとめて支給申請できるでしょうか。	<p>○ まとめて支給申請をしていただくことは可能です。その際、緊急事態宣言等対応特例の期間とその前の期間で支給申請書類が異なりますので、必ずそれぞれの判定基礎期間ごとに申請書類の作成を行ってください。</p>
09-07	判定基礎期間が3月11日～4月10日までの申請において、緊急事態宣言等対応特例の様式を使わずに通常の様式で申請し、支給決定を受けました。後日、当該申請が特例に該当することに気がついたのですが、追加支給申請はできますか。	<p>○ 追加支給申請の期限は以下のA又はBのうち最も遅い日付となります。 A: 令和3年5月31日 B: 支給決定日の翌日から2か月以内 支給決定日は、既に支給決定を受けた申請にかかる支給決定通知書によりご確認ください。</p>

(09-2) 緊急事態宣言等対応特例(地域)

設問番号	設問	回答
09-08	緊急事態宣言等対応特例(地域)の対象となるのはどのような企業でしょうか	<p>○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)(以下「特措法」という。)第32条第1項に基づく緊急事態宣言に伴い、 ①緊急事態措置の対象区域の属する都道府県(以下「特定都道府県」という。)の知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請又は特措法に基づかない働きかけ(特定都道府県の知事が独自に実施したもの)(以下「要請等」という。)を受けて、 ②緊急事態措置を実施すべき期間を通じて、 ③特措法施行令第11条に定める施設(※。ただし、特措法施行令第11条の三から十四に掲げる施設にあっては、床面積の合計が1000平方メートルを超えない施設も含む。また、感染防止策の徹底のみの要請対象施設は除く。以下同じ。)の内、特定都道府県内に所在し、要請等の対象となる全ての施設において ④要請等の内容を満たす営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることに協力する大企業事業主が対象となります。</p> <p>○ 特措法第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置の公示に伴い、 ①まん延防止等重点措置の対象区域のうち職業安定局長が別途定める区域(以下「重点区域」という。)が属する都道府県の知事による基本的対処方針に沿った要請等を受けて、 ②まん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じて、 ③特措法施行令第11条に定める施設の内、重点区域内に所在し、要請等の対象となる全ての施設において、 ④要請等の内容を満たす営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることに協力する ⑤要請等の対象となる業態に属する事業を行う大企業事業主が対象となります。</p> <p>※ 特措法施行令第11条に定める施設 (三から十四に掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が1000平方メートルを超えるものに限る。) 一 学校(三に掲げるものを除く。) 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。) 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。)、同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 五 集会場又は公会堂 六 展示場 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。) 八 ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) 九 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 十 博物館、美術館又は図書館 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービスを営む店舗 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設 十四 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設(十一に該当するものを除く。) 十五 三から十四までに掲げる施設で会って、その建築物の床面積の合計が1000平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特措法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの</p>
09-09	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に係る要請等の対象となる施設を教えてください	<p>○ 特定都道府県の知事及び重点区域の知事による要請等の対象となる施設は以下のとおりです。(床面積の合計が1000平方メートルを超えないものも特例の対象となります。) 【要請対象(特措法に基づくもの)】 (a) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設の内食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店(宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるネットカフェ・マンガ喫茶等の施設を除く。) (b) 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設((a)に該当するものを除く。)</p> <p>【働きかけ対象(特措法に基づかないもの)】 (c) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (d) 集会場又は公会堂 (e) 展示場 (f) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。) (g) ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) (h) 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 (i) 博物館、美術館又は図書館 (j) 遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けていない施設(宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるネットカフェ・マンガ喫茶等の施設を除く。) (k) 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービスを営む店舗</p>

09-10	特定都道府県や重点区域の知事が、特措法施行令第11条に定める施設以外の施設に行った要請等に応じた場合は特例の対象となりますか	○ 対象になりません。特定都道府県や重点区域の知事による要請等が特措法施行令第11条に定める施設に行われている必要があります。また、まん延防止等重点措置については、重点区域内の施設である必要があります。
09-11	特定都道府県や重点区域以外の都道府県の知事が、独自に行った要請等に応じた場合は特例の対象となりますか	○ 対象になりません。特定都道府県や重点区域の知事による要請等である必要があります。
09-12	要請等に対し、部分的(一部の曜日や一部の店舗など)に応じた場合であっても特例の対象となりますか	○ 特定都道府県や重点区域に設置している店舗の一部で対応している場合や休日のみ時短営業を行っているような場合は対象になりません。対象となるためには、要請等に全面的に協力している必要があります。
09-13	緊急事態宣言に係る要請等は1月8日から行われていましたが、1月11日までは営業時間の短縮に当たっての検討や準備を行い、12日から営業時間の短縮を始めました。この場合でも特例の対象となりますか	○ 本来、緊急事態措置を実施すべき期間を通じて全面的に協力を行う必要がありますが、営業時間の短縮を始めるために準備が必要だった場合は、その期間も含めて特例の対象とします。まん延防止等重点措置についても同様です。
09-14	もともと20時までの営業としている飲食店等でも特例の対象となりますか	○ 従来から閉店時間を20時前に設定している施設については、特例の対象になりません(要請等に応じた営業時間の短縮等を実施する必要があります)。
09-15	営業時間が9時から17時の要請等対象施設において、全日休業した場合は対象となりますか	○ 要請等(20時までの営業)に応じての営業時間の短縮等を実施している訳ではないので、特例の対象になりません。
09-16	要請等に応じるため、20時で飲食店等を閉店した後、テイクアウトでの営業を続けた場合は特例の対象となりますか	○ 20時以降をテイクアウトのみの営業に切り替えたことによって、一部の労働者を休業等させた場合は特例の対象になります。
09-17	テイクアウトやデリバリーの専門店が特例の対象となりますか	○ 特例の対象になりません。特例の対象となる施設は、09-09にある要請等対象施設になります。
09-18	特定都道府県や重点区域以外の都道府県に事業所を設置している事業主が、特定都道府県や重点区域内の要請等対象施設において、要請等に応じて休業等を実施した場合、特例の対象となりますか	○ 特定都道府県及び重点区域内の要請等対象施設のみ特例の対象となります。要請等対象施設と要請等対象施設以外の労働者を休業等させた場合は、それぞれの様式に分けて申請してください。
09-19	要請等の対象となっていない施設が、要請等対象施設の営業時間短縮等の影響を受け、休業等を余儀なくされた場合、特例は適用されますか	○ 特例の対象とはなりません。
09-20	催物(イベント等)に関し、どのような場合に特例の対象となるのか具体的に教えてください	○ 要請等対象施設における催物(イベント等含む、以下同じ)について、人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件及び20時までの営業時間短縮に対応するため、当該催物を開催した(又は予定していたが開催できなくなった)事業主に雇用される労働者(派遣労働者を含む)であって開催縮小等がなされる催物に従事する(予定があった)労働者の休業等は特例の対象になります。
09-21	派遣労働者も含むとありますが、どのような場合に特例の対象となるのか具体的に教えてください	○ 要請等対象施設を派遣先として就労する派遣労働者が、派遣先企業が要請等に協力することにより、派遣先で就労できなくなり、派遣元企業(大企業に限る)が当該派遣労働者を休業等させた場合は、特例の対象となります。
09-22	緊急事態措置に関する要請等の内容(期間や区域等)を知りたいのですが	○ 特定都道府県の知事の要請等の内容については、以下を参照下さい。 【特定都道府県】 ●埼玉県 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken_kinkyujitaisochi0107.html ●千葉県 https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti30.html ●東京都 https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/index.html ●神奈川県 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/jiltshuishin.html (令和3年2月7日で解除) ●栃木県 http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/20210113-10.html (令和3年2月28日で解除) ●岐阜県 https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/123785.html ●愛知県 https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html ●京都府 https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_210112sochi.html ●大阪府 http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html ●兵庫県 https://web.pref.hyogo.lg.jp/#nenmatunennshi1225 ●福岡県 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19emergency-details.html
09-23	一部の県で緊急事態宣言が解除されるなど特定都道府県によって要請等の開始日・終了日が異なりますが、緊急事態措置に係る特例の対象となる期間について教えてください	○ 特定都道府県ごとに設定された「緊急事態措置を実施すべき期間」に加え、当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間が特例措置の対象となります。具体的には以下のとおりです(令和3年3月5日時点)。判定基礎期間が下記の期間を1日でも含む場合、その判定基礎期間の全ての休業等(特例の対象となる労働者等)に特例が適用されます。 ●埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県: 令和3年1月8日～3月21日(緊急事態措置を実施すべき期間)+3月22日～4月30日 ●岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県: 令和3年1月14日～2月28日(緊急事態措置を実施すべき期間)+3月1日～3月31日 ●栃木県: 令和3年1月14日～2月7日(緊急事態措置を実施すべき期間)+2月8日～3月31日
09-24	栃木県に店舗を持つ大企業事業主なのですが、4月1日～4月30日の判定基礎期間について、申請内容について教えてください	○ 09-23のとおり、栃木県においては、4月1日～4月30日は特例の対象となる期間を1日も含みませんので、従来のコロナ特例の内容にて申請いただくことになります。助成率は最大3/4、雇用維持要件の比較期間は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までになります。
09-25	まん延防止等重点措置に関する要請等の内容(期間や区域等)を知りたいのですが	○ 以下のリンク先にまん延防止等重点措置に関する特例の対象となる区域等の情報をまとめておりますので参照下さい。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html ○ また、まん延防止等重点措置が適用される都道府県のホームページは以下のとおりです。 ●宮城県 https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/ ●大阪府 http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html ●兵庫県 https://web.pref.hyogo.lg.jp/index.html

09-26	まん延防止等重点措置に係る特例の対象となる期間について教えてください	<p>○ まん延防止等重点措置を実施すべき期間に加え、当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間が特例措置の対象となります。具体的には以下のとおりです(令和3年4月5日時点。本特例措置は4月末まで実施することになっていますが、今後、関係省令の改正により令和3年5月1日から令和3年6月30日までの期間においても、引き続き特例措置を実施する予定です。)</p> <p>判定基礎期間が下記の期間を1日でも含む場合、その判定基礎期間の全ての休業等(特例の対象となる労働者の休業等)に特例が適用されます。</p> <p>(宮城県) ●仙台市: 令和3年4月5日～5月5日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+5月6日～6月30日</p> <p>(大阪府) ●大阪市: 令和3年4月5日～5月5日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+5月6日～6月30日</p> <p>(兵庫県) ●神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市: 令和3年4月5日～5月5日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+5月6日～6月30日</p>
09-27	本特例の対象事業主となる場合、全ての店舗の労働者に助成率の引き上げが適用されるのでしょうか	<p>○ 特定都道府県及び重点区域の知事の要請等の内容(期間、施設の制限等)に応じて協力する店舗で就労する労働者のみが対象になります。そのため、本特例事業主が実施した要請等対象施設以外の施設での休業等には従来の助成率(最大3/4)、及び雇用維持要件(令和2年1月24日からの確認)が適用されます。</p>
09-28	要請等対象施設の中に”ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)”とありますが、どういう意味でしょうか。	<p>○ ホテル又は旅館については、集会の用に供する部分(宴会場等)に限り要請等の対象施設となっておりますので、宴会場等で働く労働者が休業等を実施した場合に、当該休業等が特例措置の対象となります。ホテル又は旅館内の全労働者が特例の対象になる訳ではないのでご注意ください。</p>
09-29	同一の労働者が、勤務日によって特定都道府県及び重点区域内の要請等対象施設と要請等対象施設以外において働いている場合(ホテル内のレストランと受付など)はどうなりますか	<p>○ 要請等対象施設における休業等のみ地域特例の対象となります。施設によって休業等の日数を区分し、申請する必要があります。</p>
09-30	雇用維持要件の確認は適用事業所単位、要請等対象施設単位のいずれで行いますか	<p>○ 適用事業所単位になります。</p>
09-31	岐阜県に店舗を持っており、令和3年1月14日から緊急事態宣言に係る知事の要請に協力して休業を行っています。雇用維持要件の特例はいつから適用されるのでしょうか。判定基礎期間が令和2年12月11日～令和3年1月10日のものにも適用されるのでしょうか。	<p>○ 岐阜県の店舗において特例の対象となる期間は、令和3年1月14日～4月30日を1日でも含む判定基礎期間になります。特例の対象となる判定基礎期間において、雇用維持要件の特例(令和3年1月8日からの解雇等の判定)が適用されることとなりますので、ご質問の令和2年12月11日～令和3年1月10日の判定基礎期間には雇用維持要件の特例は適用されません。</p>
09-32	特例の対象となる対象労働者については、特例用の様式を使って支給申請することになりますが、店舗ごとに用紙を分ける必要がありますか	<p>○ 複数の特例対象店舗がある場合には、店舗ごとに分ける必要はありませんが、特例の対象となる対象労働者については、対象とならない労働者と分けて申請する必要があります。</p>

(09-3) 緊急事態宣言等対応特例(業況)

設問番号	設問	回答
09-33	緊急事態宣言等対応特例(業況)の対象となるのはどのような企業でしょうか。	○ 緊急事態宣言が行われた令和3年1月から遡った3か月間の生産指標(売上等)の平均値が、前年又は前々年同期と比べ、30%以上減少した全国の大企業事業主が対象となります。2月1日以降に判定基礎期間の初日がある場合は、判定基礎期間の初日が属する月から遡った3か月間の生産指標をお使いください。
09-34 (03-08の再掲)	生産指標として、売上高や生産量のほか、どのようなものが該当しますか。	○ 生産指標は、雇用の変動と密接に結びつく指標が含まれ、個別に判断するものです。例えば、宿泊業であれば「客室の稼働率」「客数」、建設業であれば「工事請負契約数」、造船業であれば「手持工事量(受注残高)」や「操業量」、労働者派遣事業であれば「労働者派遣契約の件数」や「就業中の派遣労働者の数(休業中の者を除く)」なども含まれますので、管轄の労働局やハローワークにお問い合わせください。
09-35	本特例の対象となる期間を教えてください。	○ 令和3年1月8日から令和3年4月30日までの期間が特例の対象となります。判定基礎期間がこの期間を1日でも含む場合、その判定基礎期間の全ての休業等に特例が適用されます。
09-36	一度、緊急事態宣言等対応特例(業況)の対象事業主として支給決定を受けたら、翌月以降改めて生産指標を提出する必要はないのでしょうか。	○ 緊急事態宣言等対応特例(業況)は、令和3年1月8日～4月30日を1日でも含む判定基礎期間に適用されますので、この間であれば改めての生産指標の提出は必要ございません。ただし、翌月以降の提出には、前回提出いただいた生産指標の申出書のコピーを添付いただけると審査がスムーズに行われますので御協力ください。
09-37	二又は三の連続する判定基礎期間を一にして支給申請書を提出することが認められていますが、令和3年1月～3月分をまとめて申請する場合、生産指標の比較月について教えてください。	○ 1月分から緊急事態宣言等対応特例(業況)を活用いただく場合、1月から遡った3月の生産指標と比較する必要があります。1、2、3月を比較月として申請する場合には、3月分の申請にしか緊急事態宣言等対応特例(業況)は適用されません。
09-38	事業を立ち上げてから1年が経過しておらず、比較する生産指標がない場合は対象となりますか。	○ 比較する生産指標がない場合は対象となりません。必ず、前年同期か前々年同期と比較する必要があります。
09-39	本社で一括して雇用保険の適用を受けているのですが、1年に満たない増設店舗の売り上げを除いて生産指標を比較することはできませんか。	○ 生産指標は、適用事業所単位で判断いたしますので、新設店舗を除いて比較することはできません。

(09-4) 緊急事態宣言等対応特例(雇用維持要件)

設問番号	設問	回答
09-40	判定基礎期間の末日が1月8日以降の場合に、雇用維持要件の比較期間が「1月8日～判定基礎期間の末日」になるのですが、令和2年12月11日～令和3年1月10日が判定基礎期間の場合について、具体的に教えてください。	○ この場合には、令和3年1月8日から1月10日の間に解雇等を行っていないか確認します。もし、12月中に解雇等があったとしても、比較期間における解雇等には含まれません。
09-41	令和2年12月15日に退職勧奨を行い、その労働者は令和3年2月1日に退職いたしました。比較期間である「令和3年1月8日～1月31日」の期間には、退職勧奨も勧奨退職も含まれていませんので、解雇等を行っていないと判断してよろしいでしょうか。	○ 解雇予告、退職勧奨、希望退職者の募集等は、事業主都合の離職までの一過程であるため、その一連の過程が令和3年1月8日以降の期間に被っていれば、比較期間中に「解雇等」を行っていることとなります。そのため、このケースでは10/10には該当しません。
09-42	緊急事態宣言等対応特例が終わった後の雇用維持要件の比較期間はどのようなのでしょうか。	○ 雇用維持要件の緩和は、緊急事態宣言等対応特例の1つとして行っております。そのため、当該特例が終わりますと、令和2年1月24日からの確認に戻り、月末時点労働者数が4/5以上であることの確認も行う予定です。